

民主島根

2020年
3.1
第1355号

発行所 松江市袖師町3-6 TEL 0852-24-2444
日本共産党島根県委員会 FAX 0852-24-6369

福祉と教育予算パッケージ納得できない 現行の少人数学級 続けて

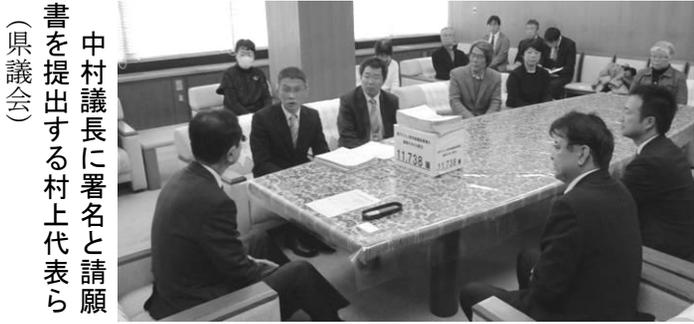
ゆきとどいた教育を 1万1千超す署名を県・県議会に すすめる会

県が子育て支援策を拡充する財源確保のためとして、小中学校の少人数学級編成を縮小する見直し案を示した問題で、ゆきとどいた教育をすすめる島根の会は2月18日、現行制度の継続を求める保護者ら計1万1738人の署名を県と県議会に提出しました。

この間、県PTA連合会からも「現状維持」を求める計4万4350人の署名が提出されています。

県庁を訪れた村上（まこと）代表は「県民の多くが反対していることを重く受け止め、縮小はやめてほしい」と強調。「現場主義を掲げる丸山達也知事には学校や保護者の声を聞いてもらいたい」と強く要請しました。

藤原孝行副知事は「ご意見は知事にきちんと伝



中村議長に署名と請願書を提出する村上代表ら（県議会）

えたい」と回答しました。署名と同趣旨の請願書を受け取った中村芳信県議会議長は「文教厚生委員会ですら、しっかりと議論して適切な結論を出

現場・市町村と丁寧な協議を 尾村県議が質疑

県議会
地方創生特委

日本共産党の尾村利成県議は2月19日、県議会地方創生・行財政改革特別委員会で、教育現場や市町村の声を十分に聞かず、一方的に少人数学級編成縮小案が示されたことに触れ、「市町村と力を合わせ、丁寧に協議を

「桜疑惑」の徹底解明を

中国5県一斉宣伝

地方議員先頭に

中国地方の日本共産党は2月21日、一斉宣伝に取り組みました。

松江市では20日、尾村利成、大国陽介の両県議、橋祥朗、吉儀敬子、

してもらいたい」と述べました。請願の紹介議員の日本共産党の尾村利成、大国陽介の両県議が同席しました。

尾村県議が質疑

進めてこそオール島根の島根創生になる」と強調。放課後児童クラブの支援員不足を人材派遣で賄う発想について「支援員をモノ扱いするもので、子どもへの愛情と健やかな成長を願うものではない」と批判しました。

田中肇の市議団、吉井安見・党県委員が宣伝し、「安倍首相の『桜』疑惑は、国政私物化という国政運営の土台にかかわる大問題。疑惑の徹底解明は急務だ」と訴えました。

尾村県議は、中国電力が島根原発の放射性廃棄物を一時的に保管する「サイトバンク建物」の放射線管理区域で、法令で定める巡視業務を怠り、虚偽報告していた問題に触れ、「何度も不祥事を続ける中電に原発を動かす資格はない」と批判しました。（写真）

大国県議は、県が

打ち出した小中学校の少人数学級編成の縮小見直しについて「学校現場が喜び歓迎している現行の少人数学級編成を守るた

め全力を尽くす」と訴えました。21日は出雲市、奥出雲町などで宣伝しました。

県代表者会議開く

民青同盟県委員会は2月10日、出雲市で代表者会議を開き、今後1年間の「活動方針」を決めました。

日本共産党の大国陽介県議があいさつし、「青年が気候変動問題など世界の様々な運動の先頭に立っている。学習を力にみなさんも活動を発展させてください」と激励しました。

民青新県委員長に 後藤真実子さん

新県委員長（非専従）に2月から後藤真実子さん（23）が就任しました。後藤さんは、鳥取短期大学卒業後、出雲市内の保育施設に保育士として勤務。出雲市在住。

前県委員長の吉井安見さんは、党中部地区委員会勤務（常任委員）となります。

「青年に希望を伝え、大きな民青をつくらう」

活動方針の討議では、週1回の班会を実現し、仲間を増やしてきた経験や、街頭で対話した青年の要求などを交流しました。

3.11福島に学ぼう 東電刑事裁判への思いと 福島原発事故から9年の現状 3月7日(土)午後2時~4時 県民会館・大会議室

講演
福島原発告訴団役員
大河原 さき氏
●映画「東電刑事裁判 不当判決」上映(33分)
●質疑・応答
主催 原発ゼロをめざす島根の会
協賛 島根原発・エネルギー問題県民連絡会

鼓動

「居酒屋チェーン店などでたばこを片手にビールで乾杯!」こんな光景が4月からは見られなくなる。「改正健康増進法」が今年4月1日から全面施行され、飲食店など屋内施設では原則禁煙に。これまで建物や店舗の入り口に灰皿が置かれるケースがあったが、たとえ屋外であっても、喫煙者が多く通行する場所に喫煙スペースを設置することは禁止される▼4月以降は、建物や飲食店などには喫煙スペースの有無をステッカー（標識）などで提示することが求められ、ステッカーを提示せず、自治体への申請なしで客に喫煙をさせていた場合、罰則の対象となり、最大で50万円の罰金が科せられることになる。また、喫煙者も喫煙エリアの外でたばこを吸った場合、30万円以下の罰金が科せられる。但し、バーやスナック、小規模店舗などの一部の営業形態については、喫煙が認められる「経過措置」も▼喫煙者にとつて、今回は特に厳しい対策が行われることになる

が、東京オリンピック・パラリンピックを前に、世界的に見ても対策が不十分だといわれてきた日本の受動喫煙対策を考えると、やむを得ないことか▼マーケティング会社が昨年12月に行った調査で「たばこが吸えなくなった場所」は「居酒屋」が77.4%と最も多く、今回の全面施行で実際に規制される場所が1位という結果に▼喫煙場所が減って喫煙場所に困る「たばこ難民」が多くなるともいわれている。「喫煙」か「禁煙」か。お酒を提供する飲食店にとつても喫煙者にとつても悩ましい春になる。（遠）